

『第二の性』の歴史的射程

——フェミニズム「経済学批判」に向かって (5・完) ——

青 柳 和 身

- I. 課題意識
- II. 問と方法
- III. 構成とメッセージ (1) …… (以上第 34 巻第 1 号)
- IV. 構成とメッセージ (2) …… (以上第 34 巻第 2 号)
 同上 [つづき]
- V. 生物学的運命 …… (以上第 34 巻第 3 号)
 同上 [つづき]
- VI. 労働論的運命 …… (以上第 35 巻第 1 号)
- VII. 結 び：フェミニズム「経済学批判」
 に向かって …… (本号)

VII. 結 び：フェミニズム「経済学批判」 に向かって

VII では、これまでの検討の結びとして、第一に、「ボーヴォワールの問題」提起としての性・生殖的契機が、マルクス＝エンゲルスの史的唯物論の形成期にいかに位置づけられていたかを検討し、第二に、『第二の性』のヘーゲル批判が、後期ヘーゲル哲学体系、とくにその社会思想のいかなる問題にかかわっているか、マルクスやエンゲルスのヘーゲル批判とは異なったいかなる独自の切り口となっているかについて検討し、最後に、『資本論』をフェミニズム視点から再検討するための作業仮說的整理を行おう。

1. 『第二の性』と初期マルクス＝エンゲルス

『第二の性』および「ラディカル」フェミニズムによって提起されている「セクシュアリティ（性・生殖様式）」をめぐる性差別の問題は、史的唯物論形成期におけるマルクスとエンゲルスの作品、とくに両者の共作である『ドイツ・イデオロギー』において性と生殖がいかに位置づけられていたかという問題の再検討を要請している。それはフェミニズムの側からの問題提起¹⁾であるだけでなく、性と生殖の位置づけをめぐるマルクス主義の「史的唯物論」論争からも焦点となった問題でもある。この「史的唯物論」論争にかんして、ここではさしあたり次の点を指摘しておきたい。

エンゲルス『起源』の「土台」にかんするテーゼとして、「二種類の生産」すなわち生活資料の生産と人間そのものの生産（生殖）という指摘²⁾の理解をめぐる次のような「史的唯物論」論争の経過があった³⁾。

最初期の論争として革命前ロシアでは、ミハイロフスキーが「生殖」は経済的要因ではないとして、エンゲルスのテーゼを従来の史的唯物論の修正と捉えたのにたいし、レーニンは、「生殖」は史的唯物論の「土台」に含まれるとしてこのテーゼを擁護したこと⁴⁾、しかしスターリン期のソヴィエト史学ではエンゲルスのテーゼが史的唯物論に反する「明白な誤り」として批判されたこと⁵⁾、1950年代から60年代のわが国でのエンゲルスのテーゼをめぐる論争では、論争の両当事者は「生殖」問題を主として「自然」的契機または「土台」外部の問題として共通に前提した上での論争が行われたが、その際、テーゼと『ドイツ・イデオロギー』との関係が論争の焦点となったことである⁶⁾。

『ドイツ・イデオロギー』は史的唯物論の形成期をめぐる論争でも焦点となる作品である。

史的唯物論の形成は量的進化としてではなく、ヘーゲルやフョイエルバッ

ハの思想圏からの離脱と質的転換として形成されたという思想史的理解は妥当なものであろう⁷⁾。この転換期をどの時点と見るかという問題は史的唯物論の内容理解ともかかわる問題であり、この問題に立ち入ることはここではさしひかえたい。しかしこの時期を最も遅く見るアルチュセールなどの見解でも、1845～46年執筆の『ドイツ・イデオロギー』期とされており⁸⁾、この作品はマルクスとエンゲルスの史的唯物論形成の共通前提として取り扱うことができる。この作品を対象として性・生殖問題を検討しよう。

1859年の「〔経済学批判の〕序言」では、研究の導きの糸となった「一般的結論」として周知の史的唯物論にかんする定式的指摘が行なわれているが、ここでは性・生殖にかんする言及は文面上には全く見られない⁹⁾。また『資本論』でも、性・生殖は人間行為として前提されてはいるが、それ自体は検討主題にはされていない。それにたいし『ドイツ・イデオロギー』では性・生殖にかんするかなりの言及が見られる。ここではこの作品の中で、性・生殖の問題がいかなる意味でいかなる角度から取りあげられているかについて分析しよう。

この作品は、フョイエルバッハを含む青年ヘーゲル派の思想にたいする史的唯物論的批判を目的とした著作のための未完の草稿である¹⁰⁾。そのうち最初のフョイエルバッハにかんする章で、史的唯物論的見解と、それに関連して経済史、資本主義論および未来社会論にかんする指摘が積極的に展開されているが、体系化された叙述ではなく、随所に、繰返し、削除、追加を含む叙述の集積となっている。この草稿では全体の論理構成を把握することは困難であるが、繰返しを利用しながら史的唯物論にかんする一定のまとまった指摘を叙述群として取り出すことは可能である。この叙述群を摘記しながら、性・生殖的契機が叙述のいかなる文脈ないし位相の中で言及されているか、あるいはいかなる文脈ないし位相において言及されないかについて検討しよう。

叙述群は、「序言」の定式的指摘に近似した位相をもつ群 (A群) とそれと

は近似しないが史的唯物論的主張として叙述の一定のまとまりをもち、性・生殖にかかわる問題に言及している群（B群）とに分けられる。前者の群は繰返しが多いので代表的な指摘を摘記し、後者の群はすべて摘記しよう。

〔A群：「序言」定式に近似する叙述群〕

「さまざまな諸国民相互間の諸連関は、……その生産諸力、分業、および内部的交通をどの程度発展させたのかに依存する。……しかし、……この国民の内部的編成全体もまた、その生産および内部的かつ外部的交通の発展段階に依存する。」（(1), 26-27 ページ¹¹⁾

「生産諸力と交通形態とのこの矛盾は、そのつど革命のなかで爆発せざるを得なかった。そのさい、この矛盾は、同時に、諸衝突の総体、さまざまな階級の諸衝突、意識の矛盾、思想闘争、政治闘争などといったさまざまな副次的形態をとった。……したがって歴史上のあらゆる衝突は、……その起源を生産力と交通形態との矛盾のなかにもっている。」（(2), 140-141 ページ）

「市民社会としての市民社会は、ようやくブルジョアジーとともに発展するが、しかし、あらゆる時代に国家およびその他の観念的上部構造の土台をなして、生産および交通から直接に発達する社会組織は、たえず同じ名前で呼ばれてきた。」（(3), 170-171 ページ）

〔B群：「序言」定式に近似しない叙述群〕

「すべての人間の第1の前提は、もちろん生きた人間の諸個人の存在である。したがって確認されるべき第1の事実は、これら諸個人の身体的組織および……その他の自然にたいする彼らの関係である。……人間は彼らの生活手段を生産することによって、間接的に彼らの物質的生活そのものを生産する。……この生産はようやく人口の増加とともに始まる。人口の増加はそれ自身ふたたび諸個人相互間の交通を前提とする。この交通の形

態はふたたび生産によって条件づけられている。」((1), 16-19 ページ, 下線は原訳文)

「第1の歴史的行為は、これら〔飲食、住居、衣服他〕の欲求を充足するための諸手段の産出、物質的生活そのものの生産であり、……第2のものは、充足された最初の欲求そのもの、充足の行為、……新しい諸欲求のこの産出〔であり〕……第3の関係は、自分自身の生命を日々あらたにつくる人間たちが、他の人間たちをつくり繁殖しはじめるということである。——夫と妻との、両親と子どもとの関係、家族。……社会的活動のこれら3つの側面は、……今日でもなお歴史のなかにつらぬいている3つの側面、……3つの『契機』としてのみ把握されるべきである。」((2), 52-57 ページ, 下線は原訳文, []内は引用者)

「労働における自己の生命も、生殖における他人の生命も、その生産はいまやすでにただちに二重の関係として——一方では自然的な関係として、他方では社会的な関係として——現われる。……——われわれがすでに本源的な歴史的諸関係の4つの契機、4つの側面を考察したあとで……われわれは、人間が『意識』をもつことを見出す。」((3), 56-59 ページ)

「部族意識は、生産性の上昇、諸要求の増大、および両者の基礎にある人口の増大によって、そのいっそうの発展と成熟をとげる。それとともに、もともとは性行為における分業でしかなかった分業が発展して……『自然成長的に』生じる分業となる。」((4), 58-61 ページ)

「歴史とは、個々の世代の連続にほかならず、それぞれの世代は、以前のすべての世代からそれにゆずられた諸材料、諸資本、生産諸力を利用するのであり、したがって、一方ではまったく変化した状況のもとで、受け継がれた活動を継続し、他方ではまったく変化した活動によって古い状況を変更する。」((5), 68-69 ページ)

「歴史は、……それぞれの段階で、……各世代にその先行世代から伝えられる生産諸力の総体、歴史的につくり出された自然にたいする関係……が

見いだされ、一群の生産諸力、諸資本および諸環境が見いだされるのであり、……〔これらは〕一方で新しい世代によって変更されるが、……他方で新しい世代にその固有の生活諸条件を指示〔する〕……ということであり——したがって諸環境は人間たちが諸環境をつくるのと同様に、人間たちをつくるということである。〕(6)、78-79 ページ、〔〕内引用者)

「これら〔交通〕のさまざまな条件は、歴史的発展全体のなかで、交通諸形態の関連する一系列をなしており、その関連は、桎梏になった以前の交通形態にかわって、より発達した生産諸力に、したがって諸個人の自己活動の進歩した方式に照応する新しい交通形態がおかれ〔る〕……ということころにある。……これらの条件の歴史は、……発展しつつそれぞれの新しい世代によって受け継がれる生産諸力の歴史であり、したがって、諸個人そのものの諸力の発展の歴史である。〕(7)、156-159 ページ、〔〕内は引用者)

A 群の叙述例は、他にもいくつかあるが¹²⁾、共通していることは、「生産諸力」ないし「生産」という用語と「交通（形態）」という用語が常に組み合わせられて使用されていること、前者にたいする後者の照応関係または矛盾関係が問題になっていること、「交通（形態）」は特定のものであること、その場合「生産（諸力）」は明示的でない場合も特定の段階ないし局面が問題となっていることである。また「土台」および「上部構造」という用語自体が使われているのはA(3)の事例のみであるが、土台または基礎に対応するものとして国家および宗教、哲学、道徳などの意識の特定のあり方との構造的関係が主題とされ¹³⁾、生産諸力と交通形態が矛盾する場合には階級闘争・政治闘争が出現するとされており(A(2))、「交通（形態）」という用語を、それに含まれるコミュニケーション行為としての独自の意味¹⁴⁾をさしあたり問題にしないで、「生産諸関係」という用語に置きかえれば、「序言」での史的唯物論の定式的指摘とはほぼ同じ内容が提示されている。

A 群の場合、B 群との比較からも明らかなように、性・生殖的契機および

それに直接関連する人口動態や世代交替等の問題への言及が全く見られないということが共通した特徴であり、これも「序言」の定式的指摘と同様である。

B群の場合、人間の根源的活動ないし「土台」のあり方が全体として問題とされながら、特定の生産諸力と特定の交通形態との関連自体は問題とはされず、その際特定の「上部構造」との関係も問題にされていない点に共通した特徴がある。ここでは、通時的问题として発生史的側面あるいは動態的側面が主題にされている点で、A群の共時性を前提した構造論とは異なった特徴がある。B(7)では生産諸力と交通形態が問題にはなっているが、特定の交通形態ではなく、その変遷が主題である。

B群の場合、A群および「序言」や『資本論』とは異なり、性・生殖的契機とそれに直接関連する人口動態あるいは世代交替といった問題が主題とされている。

マルクス＝エンゲルスの性・生殖と労働との関係にたいする直接的認識は、B(2), (3), (4)に示されている。

B(3)では、労働が特有の歴史的形態をもった土地自然的関係行為の様式という側面と労働を通じた特定の社会的関係との二重性をもっているのと同様に、特有の歴史的形態をもった人間自然的関係行為（直接的性・生殖的行為）の歴史的様式という側面と性・生殖を通じた特定の社会的関係（社会的性別役割行動による両性関係）という側面との二重性をもっているものとして把握されている。これらの人間行為を「自然法則」との関係で見れば、労働が身体および土地自然の自然法則を前提するがそれとは階層性の異なる社会的次元で把握されているのと同様、性・生殖的行為も身体的自然法則を前提するがそれとは階層性の異なる社会的次元で把握されており、労働行為と同様に「本源的な歴史的諸関係の四つの契機」に導入されている。この認識がマルクスとエンゲルスの性・生殖にかんする歴史と現状のいかなる研究を前提したものであるかは不明であるが、少なくともマルクスが1844年に執筆した

『手稿』における人間自然的関係行為としての「性」の歴史認識の継承と
なっていることは確認できよう¹⁵⁾。ここでは性・生殖的行為は、労働行為と
は、位相は異なるが、人間の歴史的根源的行為として共通した「土台」のレ
ベルで把握されている。『第二の性』末尾の「ボーヴォワールの問題」提起
(引用文^⑧)は、初期マルクス＝エンゲルスの史的唯物論の核心を捉えた問題
提起であったと言える。

A(4)の「性行為における分業 *Teilung der Arbeit im Geschlechtsakt/divi-
sion of labour in the sexual act*」¹⁶⁾という表現は、性行為を労働行為と同一
視したものと解釈すると論理的混乱をもたらすが、B(3)を前提して、性行
為を労働の性別「分割 *Teilung/division*」のあり方のみを根源的に規定する
位相の異なる自律的契機と解すれば、B(3)との統一把握ができる。

B(2)では、B(3)と同じく、生殖が生産(労働)と並び「今日でもなお歴史
のなかにつらぬいている……側面」ないし「契機」であることが指摘されて
いる。それと同時に欲求充足すなわち「享受」が根源的人間活動の側面(契
機)として位置づけられており、この側面は「享受能力」の発展として未来
社会(共産主義)論でも重要な位置づけが与えられている¹⁷⁾。享受行為は労
働行為と同じく土地自然的(物的)関係行為の一環である。

B(1)および(4)では生殖の結果としての人口動態と生産との長期動態的関
係にかんする認識が示されている。生産は、〈生産→交通→人口動態〉という
循環として媒介的に人口動態とかわるが、人口動態は〈人口動態→生産→
交通〉という循環として直接的に生産とかわっている。B(4)の認識も基本
的に同様である。ここには人口動態を生産にたいし相対的自律的契機として
捉える視点があり、「人口」を「生産」にたいする非自律的・従属的契機と
するような機械論的把握¹⁸⁾ではない。

このことを人口と生産の現実的關係から考察すると、人口と生産との不均
衡が存在している場合、過少な生活資料の節約によるにせよ、過剰な生活資
料の浪費ないし廃棄によるにせよ、消費の弾力性を通じて人口は生産から相

対的自律性をもって定在しうること¹⁹⁾、このような人口と生産の不均衡は比較的短期間に生産の人口への適合化としての生産の変化をもたらしうるが、他方、生産諸力を含む社会的諸条件の変化が定常的年齢別人口構成からなる人口の全体的変化をもたらすには世代交替を含む長期的期間を要すること——このような人口と生産の動態的特性の相違という現実的關係がB(1)と(4)では考慮されていたと思われる²⁰⁾。

B(1)、(4)の前提にある具体的現実認識がいかなるものであったかは別にして、さしあたりここで次のことは確認できよう。

共時的構造としては生活資料の定在と人口の定在は基本的に一致するが、このことを長期的動態論にまで拡張し、生活資料の「生産」が「人口」変化を一方向的に規定すると想定し、社会的契機としての人口動態の相対的自律性を否定することは、B(1)、(4)の認識とは異なった認識である。

B(5)、(6)、(7)では、生殖的契機を通じた世代交替と生産諸力との關係が長期動態的視角から具体的に把握されている。生産諸力の基本的要素は労働力人口(労働力年齢世代)の労働能力を含む「諸力」であること、また生産諸力の歴史とは、旧世代の労働力人口から生産の諸条件を引き継ぎ、B(1)でも指摘されているように、人間諸個人の定在(人口)と土地自然の定在(環境)との關係の「変化した状況」(B(5))を前提し、新世代の「自己活動」(B(7))を通じて形成される新たな労働様式の歴史であり、労働力人口の世代交替の歴史にはかならないことが指摘されている²¹⁾。こうして「生産諸力」の内容が、「生殖」的契機を導入することによって、動態的視点から具体的に把握されている。これは、人口動態と生産諸力との關係を長期動態的に観察する場合、不可欠な視点である。

『ドイツ・イデオロギー』における史的唯物論の基本的特徴は、「序言」の定式的指摘では文脈上言及されていない問題および現行『資本論』では、前提されていないが、主要な検討主題にはされていない問題として、性・生殖および人口動態と世代交替の問題が積極的に展開されているということであ

る。1845～46年時点のマルクスとエンゲルスのこのような「土台」にかんする共通認識が、エンゲルスの『起源』における認識とは異なって、マルクスの場合のみその後の研究を通じて根本的に変更されたか否かという点については、ここではあえて問題とはしない。しかしマルクスの後期著作も含め、ここで少なくとも次の二点を確認することはできよう。

第一に、性・生殖および人口動態や世代交替という契機にたいして、それらを直接の主題としていない「序言」や『資本論』等の論理のみによって何らかの「史的唯物論」的判断を下すことは、『ドイツ・イデオロギー』の叙述から見れば論理的飛躍であり、史的唯物論に独自の解釈を持ち込むことになるということ²²⁾。

第二に、性・生殖および人口動態や世代交替の歴史と現状の実態研究にもとづかないで、「序言」や『資本論』等を含むマルクスやエンゲルスの後期作品の論理のみから、それらの問題についての一般的な「史的唯物論」的認識、たとえばソヴィエト史学の場合のように性・生殖的契機の「土台」からの除外という認識を導出することは、『ドイツ・イデオロギー』が全編で批判している思弁的態度にほかならないこと、マルクスとエンゲルスはそのような態度とは全く無縁であることによって、そのような「史的唯物論」とは無縁な史的唯物論を創出したということである²³⁾。

マルクスとエンゲルスの史的唯物論にとって何よりも優先される基礎的理論前提は、労働や性・生殖的行為を含む対自然的関係行為とそれにもとづく社会的行動様式の総体の歴史と現状の「事実」であり、これは『第二の性』と共有される前提である。

『ドイツ・イデオロギー』における歴史的「事実」認識としては、性・生殖的契機は、「土台・上部構造」論の場合のような共時的構造把握の際には捨象されうるとはいえ、この契機自体は「土台」の不可欠な構成要素として、労働の性別「分割」様式の相対的自律的契機および人口動態と世代交替を含む「土台」自体の長期的構造変化という通時的把握すなわち経済史学や「広

義の経済学」の研究方法としては捨象されえない相対的自律的契機とされている。このような認識は『第二の性』と基本的に共有される歴史認識である。

2. 『第二の性』と後期ヘーゲル哲学体系

マルクスは、後期ヘーゲルの哲学体系の論理構造を、次のように批判的に特徴づけている。

「ヘーゲルの法哲学においては、揚棄された私権イクオール・道徳であり、揚棄された道徳はイクオール・家族、揚棄された家族はイクオール・市民社会、揚棄された市民社会はイクオール・国家、揚棄された国家はイクオール・世界史である。現実においては私権、道徳、家族、市民社会、国家等々は存在しつづけるのであり、ただそれらはそれぞれ孤立的には通用せず……運動のもろもろの契機となっているだけである。」²⁴⁾

『第二の性』のヘーゲル批判も、全体的関連における歴史的な存在諸契機というマルクスと共通する視点から行われている。ここではヘーゲル哲学体系そのものではなく、『第二の性』とかかわるかぎりでのヘーゲルの論理、とくにその社会思想の論理の歴史現実的「存在」諸契機という角度からのみ検討を行おう。『第二の性』は『法の哲学』(1821年)ばかりではなく、『エンチクロペディー』(1817年)の批判をも含んでいるので、まず両書の構成を比較対照しておこう〔次ページ表2参照〕²⁵⁾。

『法の哲学』は『エンチクロペディー』のIII。「精神哲学」の第二編「客観的精神」をより詳細に展開したものであり、各節(§)の内容は多少のズレがあるが、表2に記入した通りほぼ重なっている²⁶⁾。

『資本論』を後期ヘーゲル哲学体系と大雑把に比較すると、『エンチクロペディー』の「論理学」を別にすれば、『法の哲学』の第一部の内容を含みながらも²⁷⁾、主として第三部第二章「市民社会」、A.「欲求の体系」a, b, cおよびC.「福祉行政と職業団体」と重なる領域の問題が検討されていることが

表2. 『エンチクロペディー』と『法の哲学』の構成

『エンチクロペディー』(1817年)				
【I 論理学】				
序論	§1-18	}	A 地質学的自然	§338-342
第一部 論理学	§19-244		B 植物学的自然	§343-349
【II 自然哲学】				
緒論	§245-252		C 動物学的自然	§350-376
第一部 力学	§253-271		a 形態	§353-356
第二部 物理学	§272-336		b 同化	§357-366
第三部 有機体の物理学	§337-376		c 類の過程	§367-376
【III 精神哲学】				
緒論	§377-386		α 類と種	§368
第一編 主観的精神	§387-482		β 性関係	§369-370
A 人間学		γ 個体の病氣	§371-374	
B 精神の現象学		δ 個体のおのずからなる死		
C 心理学			§375-376	
第二編 客観的精神	§483-552	『法の哲学』(1821年)		
A 法	§488-502	緒論/区分	§1-33	
B 道徳性	§503-512	第一部 抽象的な権利ないし法	§34-104	
C 人倫態	§513-552	第二部 道徳	§105-141	
AA 家族	§518-522	第三部 倫理	§142-360	
	§518-519	第一章 家族	§158-181	
	§520	A 婚姻	§161-169	
		B 家族の資産	§170-172	
		C 子供の教育と家族の解体		
	§521-522		§173-180	
		家族から市民社会への移行	§181	
BB 市民社会	§523-534	第二章 市民社会	§182-256	
a 欲求の体系	§524-528	A 欲求の体系	§189-208	
	§524	a 欲求の仕方と満足の仕方		
	§525-526		§190-195	
	§527-528	b 労働の仕方	§196-198	
b 司法	§529-532	c 資産	§199-208	
c 警察と組合	§533-534	B 司法活動	§209-229	
CC 国家	§535-552	C 福祉行政と職業団体	§230-256	
α 国内法		第三章 国家	§257-360	
		A 国内公法	} I. それ自身としての 国内体制	
β 対外法		B 国際公法		
γ 世界史		C 世界史	II. 対外主権	
第三編 絶対的精神	§553-577			

わかる²⁸⁾。

これと比較して『第二の性』I巻第一部第一章、第二章、第三部およびII巻第一部全体では『エンチクロペディー』II.「自然哲学」の§367以下、とくに§369-370のセクシュアリティ（性・生殖）の問題が詳細に検討され、第一部第三章（性の入門）と第二部の全体では、『法の哲学』第三部第一章「家族」の問題を中心とし、同第二章「市民社会」の中で家族と直接かかわる問題が検討されている。

以上の大雑把な比較からも、『第二の性』のヘーゲル批判が、『ドイツ・イデオロギー』の問題設定とは共通しながらも、『資本論』とは異なった位相をもっていることがある程度明らかになる。

『第二の性』の全体的内容が、ヘーゲルのセクシュアリティ論、家族論および市民社会論といかにかかわり、いかに異なっているかを明瞭にするため、『第二の性』とかかわるかぎりてヘーゲルの所説を検討しよう²⁹⁾。

家族にかんする所説の要点は次の通りである。

家族は三つの面、すなわち婚姻形態、家族的所有と財およびそれへの配慮、子供の教育と家族の解体という側面でその全体性を捉えられる（R. §160）。

婚姻において男女両性の自然的規定性は倫理的意義を獲得する（R. §165）。男性の自然性は、「おのれを二つに割るものとして精神的」であるが、女性の自然性は、「合一においておのれを保つところの精神的」なものであり、実体的なものを個別性と感情によって知りかつ意志するような精神である。「こうして男性は対外関係においてたくましく活躍するもの、女性は受動的で主観的なものである。」（R. §165, 166）

—この男女の「自然」的規定は、「自然哲学」で特徴づけられた男女の「自然」的相違、すなわち男性は「分裂したもの」、女性は「無差別なもの」、男性は「能動的なもの」、女性は「受容的なものであり、未展開の統一の内

にとどま」るものであり³⁰⁾、「女性的のものの中にはたしかに物質的な元素が包含されているが、……男性の内には主体性が包含されている」という両性規定 (E. §369) によって所与とされているものである。

婚姻とは、両性の二つの人格が「排他的個別性」によって一つの人格に一体化することであり、両性の身体結合によって特殊な諸関心が人格的に共通なものになるということである (E. §519, R. §158, 167)。したがって、婚姻を、独立二者人格間の性的身体の物的な相互使用契約と規定するカントの説は誤っている (R. §40, 75, 161)。

——これは、婚姻における男女身体の性的固有性と生殖器の相互使用契約という「物件」的契約関係と両者の独立「人格」的關係は、排他的（一夫一婦的）関係「契約」によって両立するというカントの婚姻「契約」説³¹⁾にたいする批判である。

家族の資産は、家族構成員全体の法人格としての一体人格化を通じて、家族成員による共同の配慮と取得の結果として、家族の共同所有となる。夫は家族の長として、法人格としての家族を代表し、家族の共同資産を管理し、所得を確保し、家族の欲求充足に配慮する (E. §520, R. §169, 170, 171)。

——この夫の役割は、「自然」的性差による夫婦の一体人格化という規定 (R. §166, 167) からの論理必然性として導出されている。

婚姻は「自然的生命活動」という契機を含んでおり、その結果としての子供は、婚姻の一体性そのものとして顕現し、両主体が自分達の実体的現存性として愛するところの対象となる。子供の教育を通じて、うつろいやすい感情の偶有性である夫婦の愛は客体的なものとなる。「母は子供において夫を愛し、夫は子供において妻を愛する」。子供の教育によって子供

は現存している両人格の成果となり、「これは、産み出されながら、次のものの前提となるところの世代の無限の進行となって広がってゆく前進」である。子供の独立人格への教育は家族の解体の契機となる (E. § 521, 522, R. § 161, 173, 177, 下線は引用者)。

およそ以上のように把握された「家族」は「市民社会」と「国家」を含む「倫理 (人倫)」世界の端緒範疇とされている。ヘーゲルの倫理世界の中で家族がいかに位置づけられているかという問題について見ておこう。

「〔倫理の実体は〕 a. 第一に自然的な精神——家族であり、b. 第二に、それ (倫理の実体) の分裂と現象においてあるあり方、——市民社会であり、c. 第三に、特殊の意志の自由な自立性においてありながら同様に普遍的かつ客観的な自由として、国家である。」(R. § 33, ()内は訳者, []内は引用者)

家族と市民社会の関係は、より具体的に、次のように指摘されている。

「倫理の最初の現存性は……愛と感情の形式における自然的なもの、家族である。ここでは個人は……一つの全体のうちにあるのである。……つぎの〔市民社会の〕段階では、ほんらいの倫理の喪失、そして実態的な統一の喪失が見られる。……〔市民社会の〕成員たちは……たがいにたいして自立的なものとしてふるまい合う。……ただ相互の……必要〔性〕……が彼らをからませるにすぎない……。」(R. § 33, []内は引用者)

——ヘーゲル論理では、「倫理 (人倫)」世界とは人間の実践的共同関係として捉えられている³²⁾。

市民社会の具体像は次のように特徴づけられている。

市民社会は、一つの人格となったもろもろの家族、特殊者として独立した個人に分化し、倫理性を喪失していること (E. § 523), 特殊の人格が利己的目的をもった欲求のかたまりとして市民社会の構成原理となっているが、他方、全面的相互依存性の体系を構成し、個々人の生計と福祉が万人の生計と福祉の中に編み込まれていること (R. § 182, 183), 「市民社会はこうした対立的諸関係とその纏れ合いにおいて、放埒な享楽と悲惨な貧困との光景を示〔し〕……肉体的かつ倫理的な頹廢の光景を示す」こと (R. § 185), 市民社会において諸個人は私的利益を目的とする私的人格であり、その表象としては、「権利においては主題は人格であり、道徳的立場では主観、家族では家族員、市民社会では……市民であり、……欲求の立場では、人間」としての具体的存在者であること (R. § 187, 190), 市民社会の司法活動は市民社会の基礎としての私的所有と人格的自由を保障するものであること (R. § 188, 208-219), 市民社会は「万人に対する万人の個人的利益の闘争の場」であること (R. § 289), これらの基本的性格をもっている。

以上のように特徴づけられた「市民社会」の章の最後で「職業団体 Corporation」³³⁾が取りあげられている。職業団体の特質は次のように指摘されている。

商工業身分は農業身分と普遍的 (公務的) 身分との間に存在する身分であるが、その活動は特殊的 (専門的) なものであり、職業団体はこの身分に特有なものである (R. § 250)。職業団体は、中世的同職組合とは異なり、国家の法に規定され、市民社会の構成要素をなす (R. § 252, 255)。職業団体の目的は同輩関係の組合として固有の仕事と利益の範囲を出ない利己的なものであるが (R. § 251), 同時に成員の特殊的利益の全範囲という普遍的性格ももち (R. § 252), 家族がその堅固な基盤をなし、家産所有と才能による家族の生計保障という性格も承認されている (R. § 253)。家族が国家の第

一の倫理的「根柢」であるのに加えて、職業団体は第二の倫理的「根柢」、すなわち市民社会に根ざす「根柢」をなす。「婚姻の神聖と職業団体における誇りは、市民社会の無秩序がそれを軸として回転する二つの契機である。」(R. §255)

以上のようなヘーゲルの倫理世界を、マルクスが特徴づけたように「存在しつづける……運動の……諸契機」として、『第二の性』が対象としている20世紀の資本主義社会の現実態とその存続力という問題を考慮しつつ特徴づければ、ヘーゲル論理の諸契機は次のような20世紀世界における歴史現実的特質をもったものとして総括することができる。

ヘーゲル論理では、第一に、諸個人の私的所有と私的利害による経済行動が、商品交換や市場経済の論理によって根拠づけられるのではなく、生計単位としての家族構造を直接的基礎とし、家族構造の内的必然性として捉えられていること、「欲求の体系」としての市場における私的経済行動は家族構造にもとづく必然的帰結とされていることであり、家族を「市民社会」ないし市場経済の内部の基礎的構成要素として位置づけていることである。

第二に、前提されている家族構造は、伝統的家父長制家族ではなく、主婦としての妻と主たる収入稼得者たる世帯主としての夫が存在し、子供の養育と教育を主目的とした核家族としての「子供中心家族」すなわち近代家族である³⁴⁾ (R. §173-177)。

第三に、このような家族を構成するものはすべて「市民」と規定され、賃労働者もこのような家族を構成するかぎり「市民」としての要件を満たしている。なぜなら「市民」の要件は、「同一人が自分のためと家族のために配慮し労働し契約を結ぶなどする」者であるからである³⁵⁾。賃労働者家族も家保有 (household) を所有の容器とした耐久消費財等の生活手段所有としての私的財産所有を前提し、私的収入労働に従事するかぎり、私的利害の担い手としての「市民」に包摂される。このような家族を、ヘーゲル的含意

で、「市民家族」と規定しよう。

したがって、第四に、市民家族の世帯主たる男性賃労働者が自己の家族的私的生計すなわち「家族賃金」の確保を主要目的とした労働組合を構成したとしても、このような組合も、「市民社会」内部の構成要素として、市民家族の私的特殊利害の体现者であると同時に、「市民社会」における「国家」の倫理的「根柢」としての「職業団体」に必然的に包摂される。このような男性世帯主の「職業団体」それ自体は、社会の普遍的利益の体现者とはならず、「市民社会」自体を直接止揚する契機とはなりえない。

第五に、第一～第四の諸契機の基礎にある両性関係は、男性能動・女性受動の性・生殖的行為とそれに規定された両性の能動受動関係としての相補的社会行動にもとづいて、必然的に排他的性カップル化としての一体人格化に帰着し、それは婚姻による私的世帯形成によって実体的基礎を与えられる。

第六に、第五および第一～第四の諸契機の全体は、ヘーゲル論理では、「諸契機の体系」として、「必然性の円環」によって「諸個人の生活を支配」しつづける円環運動の世界であり（R. §145）、世界史の最高段階（E. §548-552, R. §341-360）としての「市民社会」の存続力、すなわちその長期持続性を根柢づけるものとなっている。

この問題について、ヘーゲルの言及をもとにして20世紀の世界史的現実を表象としつつ、具体的に提示しよう。

夫婦における一体人格化は、実態としての家族内の「他者」の存在を否定するものではなく、「他者」の中における「自己」の直感としての相互承認関係が家族内にも形成されるが、これは性別に異なった質をもって実現される³⁶⁾。「母」=妻による「他者」としての自分の子供への無媒介的配慮とそれを通じた夫への配慮およびそれに規定された「世帯主」=夫による「他者」としての自分の子供への媒介的配慮とそれを通じた妻への配慮、すなわち母子関係を軸とした「家族愛」が、家族の外部にたいしては私的排他的な特殊利害行動となってあらわれる内的必然性が存在している。このような両

性関係を基礎とした生計単位としての私的排他的家族と次世代「市民」の再生産構造が存在するかぎり、賃労働者も「階級」的連帯より、むしろ「万人」に対する万人の個人的利益の闘争」の担い手として、労働者相互の競争を展開する内的必然性がある³⁷⁾。この場合、労働組合も私的利害の体现者でしかありえず、「階級」的連帯を実現するものにはなりえない。したがって、市民家族を基礎単位とし、倫理すなわち実践的共同関係の分裂態として存在する「市民社会」^{ブルジョア}自体を、私的所有の国家的廃棄によって直接的に止揚しようとするプラトンの理想主義は、両性関係の必然的現実態としての排他的性カップル化(「一体人格」化)と家族的な私的排他的所有に背馳するものであるかぎり、その実現可能性は存在しない(E. §552, R. §46, 185)³⁸⁾。性・生殖的契機を含む特有の両性関係によって構成される「市民家族」^{ブルジョア}は、家族的な私的所有と私的利害の基礎単位(生計単位)としての社会的経済的行動「主体」であると同時に、私的所有と私的利害の主体的担い手としての次世代「市民」^{ブルジョア}の再生産すなわち生殖と人格的再形成を通じて、「市民社会」^{ブルジョア}を長期持続的に再形成する再生産基盤である。

第七に、ヘーゲル哲学体系では、第五点のセクシュアリティの性差と両性の社会行動の性差は男女の身体「自然」差に規定された「自然」必然性であるという認識が、倫理世界の全論理構造の根源的基礎とされている。

およそ以上のように20世紀世界の歴史的特質規定としても総括されうるヘーゲル哲学体系を『第二の性』と比較しよう。

『法の哲学』では、『第二の性』II巻全体を通じて描写されている両性の社会行動差を規定する土台(基礎)としてのセクシュアリティ(性・生殖的行為)という現代社会観と共通する「市民社会」構造観が展開されている。第一～第六点にかんしては、『第二の性』では、そこで直接言及されていない問題も含めて、20世紀世界に現存する市民家族^{ブルジョア}と「市民社会」^{ブルジョア}の構造的関係の諸契機として、その現実妥当性が基本的に承認されていたと言ってよい。なぜなら『第二の性』は両性のセクシュアリティ差と性別人格の再生産(再

形成)、および「女の世界」への女性の「閉じ込め」としての市民^{ブルジョア}家族の構造と排他的性カップル化としての両性の人格結合による私的所有・私的利害主体の形成を、新たな資料によって積極的に実証するものとなっているからである³⁹⁾。

また第六点にかかわって、ソ連社会を、資本主義社会＝市民社会を乗り越えた真の「社会主義」社会とは認めていないが、この現実認識もヘーゲルのプラトン批判の根拠と共通する家族構造認識を根拠としたものである。この認識によれば、性差別的家族構造(市民家族)が存在する^{ブルジョア}かぎり、「市民社会」を乗り越えた未来社会の実現可能性はないと見ている点でヘーゲルと共通している。

『第二の性』のヘーゲル哲学体系批判の核心は、第七点にかかわってヘーゲル「自然哲学」のセクシュアリティ観、すなわち性的行為における性別能動受動関係を「自然」差として固定化するヘーゲルの性器観および両性の性別行動差を非歴史的に固定化する「自然」性差観の根本的批判である。この「自然」性差観は、主客的性関係と排他的＝閉鎖的性関係の強制を通じて、女性の性的成長＝性的社会化と性的快楽の「抹殺」要因となり、両性の豊かな性的享受の阻害要因になっていること、換言すればセクシュアリティにおける社会的性差別論にほかならないことを解明している(引用文④)。これを通じて、ヘーゲルのセクシュアリティ観の非「自然」性＝歴史性とセクシュアリティの可変性が実証されている。またセクシュアリティの社会的性差別認識を前提して、婚姻による「一体人格」化という『法の哲学』における婚姻規定の現実妥当性を承認しつつ、この規定は女性にとって自己の性・生殖的身体にたいする「主権」の移譲であり、それを通じた自己の人生時間にたいする「主権」の部分喪失すなわち「託身」という性差別構造の男性世帯主的表現⁴⁰⁾にほかならないことを解析している。

ヘーゲル『法の哲学』の現実妥当性の承認と根本的批判という両側面をもつ『第二の性』は、20世紀世界の現実認識にとっていかなる意義をもち、

いかなる問題を提起しているのでしょうか。

『第二の性』は『法の哲学』における「市民社会」論の20世紀世界における現実妥当性を承認しているだけでなく、同時に20世紀「市民社会」の現実態として、『資本論』における資本賃労働関係すなわち階級社会としての資本主義社会の現実性も承認している⁴¹⁾。「市民社会」とは資本の運動領域であり、その運動を通じて賃労働の搾取と賃労働者家族の階級的抑圧が実現される場にはかならない。このような現実認識によれば、『法の哲学』の「円環運動」の世界とは、一方では『第二の性』で描写された女性抑圧の「悪循環構造」〔図1〕の世界であると同時に、他方ではそれを再生産基盤とした資本の運動による賃労働の階級的抑圧構造の持続的再形成世界であり、両者の契機の矛盾を孕んだ歴史的な「運動」世界である。したがって『第二の性』は、資本賃労働関係の長期持続的再生産基盤を、女性の性・生殖的抑圧の「悪循環構造」として解析したものであり、女性抑圧＝性差別と賃労働の階級的抑圧との不可分の関係を、資本主義の社会構成の核心的問題として提起していると言える。

性・生殖的契機による女性抑圧と労働的契機による階級的抑圧との不可分の関係という『第二の性』の現実認識は、『ドイツ・イデオロギー』における「土台」の長期動態認識（通時的「土台」観）と共有される歴史観であり、このような歴史観による20世紀世界の歴史的社會認識である。この社會認識を前提すれば「市民社会」＝資本主義社会からの解放展望にかんして「労働論的史的唯物論」および「階級闘争」一元論とは異なった新たな歴史像を提起することができる。

性・生殖的契機の長期的変化として、旧世代の性言説や性規範の枠に縛られない新世代両性の「ロードスの」性実践すなわちマルクス＝エンゲルスの表現では「自己活動」（B(7)）および両性の新たな世帯形成様式、それと関連する人口再生産の新動向と世代別労働力構成の「変化した状況」（B(5)）、その下で旧世代から受けついだ労働諸条件を歴史的土台とし、新世代両性の

「自己活動」を通じて創出される新たな労働と享受行為の様式、それらと関連した性・生殖的抑圧からの解放運動と労働の階級的抑圧からの解放運動の相互的自律性をもった歴史的合成作用等によってはじめて、「市民社会」＝資本主義社会の悪循環的抑圧構造世界からの解放の「出口」が世代交替を含む長期の歴史的「運動」として実践的に形成されること——『第二の性』と歴史認識を共有する『法の哲学』と『ドイツ・イデオロギー』を20世紀世界の現実把握の前提としつつ、『第二の性』の世界を解説すれば、およそこのような歴史像を仮説的に提起することもできよう。

ともあれボーヴォワールがフェミニズム諸理論の評価基準として、セクシュアリティにおける両性関係と労働における階級関係との「土台」視点からの統一把握という問題を決定的に重視したのは、それこそが20世紀世界の社会経済認識の核心的問題であり、両性的人間解放理論の中心的課題であるという現実認識にもとづくものであったと言える。

最後に、ヘーゲルとボーヴォワールのセクシュアリティ認識の根本的相違、すなわちヘーゲルが「自然」性差観を極大化し、ボーヴォワールが、ストーラー等の実証研究以前に、独自に「ジェンダー」認識に事実上到達したこと⁴²⁾、この相違をもたらした認識論的根拠について検討しよう。

ヘーゲルの場合、真理「共受」のためのコミュニケーションの前提として「相互承認」関係が決定的に重視されていたが、それにもかかわらずボーヴォワールが批判しているように女性は男性と対等な人格「主体」としては承認されなかった(引用文^㉔)⁴³⁾。またセクシュアリティ領域の問題の認識は、ボーヴォワールが指摘しているように言葉や概念によってではなく、実践的経験によってはじめて獲得されるものであるが(引用文^{㉔a})、ヘーゲルの場合、性関係においては排他的＝閉鎖的「一体人格」化が倫理的に絶対化されており、セクシュアリティ認識を普遍的認識として実践的に社会化する道は閉ざされていた。この場合、セクシュアリティにかんする社会的コミュニケーション＝「交通」の通路は、異性間の対等なコミュニケーションの否

認と社会的な実践的性経験の否認として二重の意味で遮断されており、この態度はヘーゲル独自の社会思想、とくに「市民社会」論の形成期の当初から確定されたものであった⁴⁴⁾。

ヘーゲルの「家族」論と「市民社会」論の基礎をなす男女の「自然」性差観とそれに含まれる両性の異質性器観は、18世紀から19世紀にかけて進行したガレノス的同質性器観の消滅と異質性器観への転換、および男女の性行動の能動受動関係を自然視するルソー的な「自然」性差観という当時常識化しつつあった見方⁴⁵⁾を無批判に導入したものである。ヘーゲルは相互承認論を前提として自己の社会思想を形成したが⁴⁶⁾、セクシュアリティと両性の性別行動差の問題にかんしては完全な相互承認という認識論的立場から除外することによって独自の「市民社会」論を構築したと言える。

ボーヴォワールの場合、性パートナーとしてのサルトルとの関係は当初から自由な人格「主体」として相互に承認された関係であり、これは両者の性関係においても実現されていた。両者の性関係は、カントやヘーゲルが絶対的に規範化したような排他的＝閉鎖的なものではなく、自由な開放的性関係が何らの秘密もなく相互に承認されているという独自なものであった。従来性の規範に縛られないこの性関係は、両者にとって、人生にたいする文学者としての「問題提起」^{プロブレマチック}的態度として主体的に選択されたものであり、いわば「賭け」の要素を孕む「ロードスの」実践としての選択行動であった⁴⁷⁾。

ボーヴォワールは、先行研究が全く欠如していた中で、このような開放的＝「多角的 polymorphous」⁴⁸⁾性関係の経験を経ることによって同時代の支配的常識とは全く異なるセクシュアリティ認識として両性のセクシュアリティの本質的「同類性」と社会的性別行動差という認識に独自に到達した。ボーヴォワールのスタンダードへの高い評価(引用文^③)は、自己の性体験と重ね合わされていると同時に、開放的性関係の独自の認識論的意義の自覚的表明でもあったと考えられる。なぜならセクシュアリティ領域の問題の認識には、『共産党宣言』や『資本論』などが直接的対象としたような労働と

享受行為領域の問題の認識とは異なった認識論的位相として、コミュニケーションにかんする独自の問題が伏在していることが自覚されていたと考えられるからである。

労働や享受行為領域におけるコミュニケーションの場合、客体物や客体的状況が媒介となったコミュニケーション行為であり、行為者の立場や役割の入れかえによる代替的实践や状況の想像による共感 sympathy によって、個人的経験の社会的共有化とそれにもとづく「意思疎通」、およびそれを前提した労働や享受行為の普遍性認識を基礎とした「階級」差別認識の獲得は比較的容易である。しかし性的行為は客体物や客体的状況の媒介を欠如した直接的な身体的関係行為であり、閉鎖的二者関係では男女の個人的性経験の社会的共有化とそれにもとづく性的「意思疎通」、およびそれを前提した両性のセクシュアリティの普遍性認識を基礎とした性差別認識の獲得はきわめて困難である。引用文⑤の「女言葉が聞えない」という指摘はこの問題を見事に特徴づけている。

「自然」性差観が常識として支配しており、「ジェンダー」認識自体が欠落している状況の下では、男女間の性的コミュニケーション＝「交通」の通路の形成自体が困難であり、性的コミュニケーション通路の形成には男女のセクシュアリティの非「自然」性すなわちその社会的側面の根源的次元からの把握を必要とする。ボーヴォワールの場合、サルトルとの秘密のない開放的性関係を前提し、それを通じた性的成長＝性的社会化の体験、自由な多角的性的コミュニケーションによる性の個別性と普遍性の認識、それを前提した「異性」の中における「自己」との同類性の体験的発見といった実践的諸契機を通じてはじめて、「異性」のセクシュアリティの内在的相互理解を前提したコミュニケーションを実現し、セクシュアリティの普遍性認識とそれを基礎とした性差別認識を獲得したと言える⁴⁹⁾。『第二の性』におけるジェンダー認識は、ボーヴォワール自身のこのような先行的性体験の事後的総括として獲得されたものである⁵⁰⁾。

19世紀から20世紀に支配的であり、今なおフェミニズム理論にすら浸透している非ガレノス的な異質性器観とそれにもとづく「自然」性差観というヘーゲルの常識にたいし、ボーヴォワールが主体的な根本的批判を行なったのは、サルトルとの自由な性的「相互承認」関係という近現代においては稀有な男女関係の実践体験が基礎になっていたと言ってよい。

3. 作業仮説

VIIの最後に、第一編全体の総括としてこれまでの検討を前提して、マルクスとエンゲルスの資本主義社会認識のありうべき問題点を探りつつ、「土台」の総体的把握のための視点の仮説的整理を行おう。

ヘーゲル『法の哲学』と『第二の性』に共有される視点は、人間自然的関係行為としての「セクシュアリティ (性・生殖の様式)」を機軸にしながら、所有、享受および労働の「主体」のあり方としての両性関係と家族構造の問題を検討していることであり、それを通じて土地自然的関係行為としての「労働」とは位相の異なった人間行為とそれを通じた独自の関係行為欲求の産出という側面を浮かび上がらせていることである。この視点がどこまで有効であるか否かは、「史的唯物論」にたいする何らかの思弁的判断にもとづいてあらかじめ決定されるのではなく、「市民社会」=資本主義社会の歴史研究と現代の発展した資本主義社会の現状分析によってのみ決定される問題であり、またこのような認識方法こそが史的唯物論的方法にほかならない。この点を前提し、『資本論』のヘーゲル批判とは位相の異なった『第二の性』のヘーゲル批判を考慮した場合、『資本論』や『起源』を含むマルクスとエンゲルスの後期作品における資本主義社会認識にたいし、さしあたり次のような問題を提起することができよう。

『法の哲学』批判から出発し、国民経済学の批判的研究を通じて形成されたマルクスの資本主義社会認識には、セクシュアリティ認識にかんしてヘー

ゲルと共通した弱点、より正確に言えば資本主義社会を觀察する場合の盲点として、ヘーゲルの性器観を前提した何らかの生物学的「自然」性差観を事実上継承しなかったかどうか、「自然」性差観が資本主義社会における性差別とそれに規定された社会関係の認識に何らかの根本的制約条件とならなかったかどうかという問題がまず最初に提起される⁵¹⁾。

男女のセクシュアリティ差に規定された排他的性カップル化は家族的な私的排他的所有と私的利害とそれにもとづく「競争」を賃労働者家族においても必然化するというヘーゲルの認識が有効であるとすれば、これは賃労働者の「階級」的連帯と「階級闘争」にたいする強力な反対作用要因である。マルクスの資本主義社会の研究では、「自然」性差観が「階級闘争」の反対作用要因の問題の根源的次元からの批判的検討の制約条件とならなかったかどうか、換言すれば、『ドイツ・イデオロギー』における史的唯物論的視点から見て、マルクスの資本主義「経済学批判」の徹底性という面で事実上の制約条件とならなかったかどうかという問題がある。

近代社会における「所有」問題の両性関係構造からの検討というヘーゲル＝ボヴォワールの視点からの研究の不十分性——これが第一の問題である⁵²⁾。

『第二の性』とファイアストーン『性の弁証法』の女性抑圧認識を総合すれば、女性抑圧と階級的抑圧の内的連繫として、階級社会における直接生産者の剰余労働の構造的強制の必要条件として労働力の持続的再生産のための社会的強制すなわち女性の「生殖（再生産）的困い込み」制度を、階級社会の長期存続の不可欠な条件とする仮説を有効な歴史認識として措定することができよう。この歴史認識によれば、資本主義社会にも、人格的な形式的自由を前提した剰余労働の強制関係の持続的再生産のため、資本主義独自の女性の「生殖（再生産）的困い込み」制度が不可欠である。

女性抑圧＝性差別と階級的抑圧との内的連繫という歴史的観点にかんしては、『聖家族』（1845年）の中で、フーリエの女性抑圧にかんする歴史観を高

く評価しつつ次の文を肯定的に引用する際には、マルクス自身にも自覚されていたと思われる。

「『婦人解放の度合は、一般的解放の尺度である。』」⁵³⁾

この文はフーリエの原文とは若干異なった表現となっており、むしろマルクス自身の見解表明ともなっている⁵⁴⁾。また同じ箇所でも次の文も引用している。

「『女性のいやしめは、文明ならびに野蛮の基本的特徴である。……女子を奴隷状態にとどめておくことの罰は、たれあろう男子自身にもっともふかくふりかかるものである』（フーリエ）。」⁵⁵⁾

しかし『資本論』や『起源』を含むマルクスとエンゲルスの後期作品には、女性抑圧＝性差別は資本主義生産様式自体に内在する要因であるか否かという根本問題の自覚的な分析的検討が欠落している。このことは「ラディカル」フェミニズムを含む創始期フェミニズム諸理論の分裂、その後の「マルクス主義」フェミニズム内部の見解の多様性と不統一⁵⁶⁾の原因のひとつとなっていることから明らかであろう。

マルクスの資本主義社会の研究視角には、ガレノスの性器観の消滅と性・生殖的行為自体の女性抑圧＝性差別を反映するヘーゲルの性器観への転換というような直接的性・生殖的行為における歴史的変化という問題の設問自体が欠落している。ヘーゲルの性器観の事実上の「自然」視が、資本主義社会における性・生殖的契機の特異歴史性把握のための検討視角の制約条件となったことが推測される。

性・生殖的契機における性差別と資本主義的階級抑圧との内的関係というフーリエ＝ボヴォワールの視点からの研究の欠落——これが第二の問題である⁵⁷⁾。

マルクスは資本主義社会の「土台」の総体を把握するための「経済学批判体系」のプランを構想していたが、プランの第一項「資本」にかかわる一部のみを完成した。第二項は「土地所有」、第三項「賃労働」にかんしては、

「プラン」としての構想はあったとしても、これらの項目、とくに「賃労働」の生成史、現状、その展望についての研究自体は基本的に完成されていたとは言えないのではなかろうか。というのは20世紀の発展した資本主義社会の「賃労働」世帯における家事労働と賃労働との性別分業の実態および20世紀における労働力の再生産の実態としての労働力人口動態の新動向にたいし、現行『資本論』を含むマルクスの「経済学批判」の諸作品は、理論的解明のための何らかの指針を与えるものにはなっていないからである。このことは家事労働の成立要因や性・生殖的契機としての人口動態の位置づけにかんするフェミニズム諸理論の見解の不統一の原因ともなっていることから明らかであろう。

家事労働や労働力の再生産＝人口動態を前提し、資本主義社会の長期的動態をも視野に入れた「賃労働」の整体的研究、換言すれば『ドイツ・イデオロギー』的＝ボーヴォワールの視点からの「賃労働」の整体的研究の未達成——これが第三の問題である⁵⁸⁾。

以上の三点はいずれも女性抑圧＝性差別の認識にかかわる問題であり、「土台」の総体的把握という『ドイツ・イデオロギー』視点からの「経済学批判」の不徹底性の問題である。これらの問題はフェミニズム視点すなわちボーヴォワールの視点からの「経済学批判」の徹底化のための中心的問題である。この点を踏まえて、現行『資本論』の再検討視角の明確化のため、「土台」総体を把握するための総合的作業仮説を設定しよう。

「土台」総体を把握するためには、人間＝男女の歴史的・社会的な根源的行為として、A. 土地自然的関係行為とB. 人間自然的関係行為の二つを、相互に関連するが相対的自律性をもった二つの行為領域ないし行為「次元」として設定する必要がある。A領域は、「労働」行為を中心とするが「享受」行為も含み、この行為を通じた社会的関係行動様式を含む。B領域は、性・生殖的行為を中心とするが、「労働」としての側面を捨象した育児・介護といった身体的関係行為も含み、また「生殖」にかんする身体的性別非対称性

を前提した性・生殖的行為の歴史的様式に根源的に規定されるかぎりでの両性の社会的関係行動様式を含む⁵⁹⁾。

この作業仮説では、「セクシュアリティ」とはII章の暫定的定義としての個人的意味のみではなく、社会制度を構成する基礎的契機である。世帯形成（「婚姻」）様式や家族構造はB要因とA要因の両要因の合成であり、両要因の組み合わせによって多様な形態をとりうる⁶⁰⁾。また階級関係はA要因だけだけでなく、B要因を不可欠の契機として含む⁶¹⁾。

A, Bの二要因は相互に独立した別個の「元」ではなく、相対的自律性をもちながら、作用の時間差を含みつつ相互作用する交点ないし接点をもつ二つの「次元」である。B次元は、生殖的契機による性別労働編成と育児・介護様式に作用し、生殖＝出生は時間差を伴って労働力人口動態、世代別労働力構成、世代別労働編成に影響し、世代別労働編成は、再び、性別労働編成にも影響を与える。A次元は、世帯形成世代、生殖世代、子供の直接的養育世代の労働と享受行為のあり方によって、世帯形成、生殖および子供の養育に影響を与える。また性別労働編成は時間差を伴って次世代の性別人格形成にも影響を与える。

このような「土台」の総合的作業仮説は資本主義社会の実態の史的再検討を要請するものである。以下に再検討されるべき具体的問題を例示してみよう。

資本主義生成期の再検討課題として、女性の「生殖（再生産）的囲い込み」様式の変化＝近代化と両性の性的行為の変化およびそれを反映する両性の性器観の変化、世帯形成様式と性別労働編成の変化と人口再生産の変化（人口動態）および人口動態と賃労働世帯形成との関係、賃労働世帯における労働力「所有」権の性別実態、賃労働世帯を含む新世代の世帯における両性の性的関係の変化と私的排他的所有＝労働主体の形成および土地私有化との関係。

また20世紀の発展した資本主義社会の再検討課題として、女性の「生殖

(再生産)的困い込み」の現代的様式、労働力「商品」の性別存在形態と労働力「所有」権の現代的性別実態、世帯形成様式と生殖様式の現状とその変化、労働力人口動態と世代別労働力構成および世代別・性別労働編成とその変化、グローバルなレベルでの労働力人口の供給動向。

「土台」の総合的作業仮説は「ジェンダー」概念についても一定の見通しを与えるものである。「ジェンダー」を歴史貫通的に定義しても無内容化するの、さしあたり階級社会における「ジェンダー」=両性関係について、ボーヴォワール=ファイアストーンの「生殖」視点から暫定的に定義しよう。

ジェンダーとは剰余労働の社会的強制関係を再生産するために不可欠な女性の「生殖(再生産)的困い込み」の特定の歴史の様式を基礎として形成される両性の社会的性別類型(役割)行動様式であり、それによって形成される両性関係の特定の様式である。これが性・生殖的行為を基礎にしたジェンダーの第一次の規定であり、「土台」視点からの規定である。この場合、アン＝コートの女性器観またはヘーゲルの性器観をそれ自体が歴史的文化的産物として、現代セクシュアリティ(性行為様式)のジェンダー性の核心的問題として捉えることが、「ジェンダー」の根元的次元からの把握に不可欠である。また諸個人は人格形成過程で社会的性別類型(役割)行動差に自己同化することにより、社会的性別行動の担い手となり、それにより世帯形成の特定の様式と階級関係を再生産(再形成)する性別人格を獲得する。これがジェンダーの第二次の規定であり、「上部構造」視点からの規定である。ジェンダーはこのような意味で、特定の階級関係の不可欠な構成要素であり、特定の階級関係は特定のジェンダー関係と分離して把握することはできない⁶²⁾。

このようなジェンダー認識を前提した場合、現行『資本論』が基本的に前提している抽象的「人間」行動視点のみにとどまるのではなく、両性の社会的性別類型(役割)行動差を考慮した資本主義社会の構造把握が不可欠であり、このことを前提してはじめて抽象的「人間」労働論の両性的適用が可能

となる。資本主義社会の経済理論として、「マルクス経済学」と非マルクス経済学との対立は、「階級」対立の側面を含みつつも、むしろ A 要因を基礎とした経済学と、B 要因に規定された近代的ジェンダー関係すなわち排他的性カップル化の一面的な抽象的反映としての近代的「^{ホモ・エコノミックス}経済人」、換言すればヘーゲル的「^{ブルジョア}市民」を基礎とした経済学との二元性、すなわち「土台」自体の「二次元」性の一面的な分裂的反映として捉えることができる。「土台」の総合的作業仮説は、二つの経済学が共通して前提する抽象的「人間」行動観の限界を、フェミニズム視点から性・生殖的契機を導入した「経済学批判」によって克服・統合することを課題とするものである。

第二編では以上のような作業仮説を前提して、ボーヴォワールの視点すなわちジェンダー的視点から『資本論』の再検討を行おう。

〔注〕

- 1) ミッチェル前掲書、90-109 ページ、ミレット前掲書、202-232 ページ、ファイアストーン前掲書、7-21 ページ、A. クーン他編『マルクス主義フェミニズムの挑戦』（第二版）、勁草書房、34-51 ページ。
- 2) 『全集』第 21 巻、27 ページ。
- 3) 江守五夫『家族の起源』九州大学出版会、1985 年、3-70 ページ、柳春生「エンゲルス「起原」における家族および国家の問題について」『法政研究』（九州大学）第 22 巻第 2-4 号、1955 年参照。
- 4) 『レーニン全集』第 1 巻、大月書店、141-149 ページ。
- 5) 柳前掲論文、130 ページ、Институт Маркса-Энгельса-Ленина при ЦК ВКП(б), Архив Маркса и Энгельса под ред. М. Б. Митина, т. IX, 1941, стр. iv-v.
- 6) 江守前掲書、15、68-69 ページ。
- 7) アルチュセール前掲書、66-147 ページ、渡辺憲正『近代批判とマルクス』青木書店、1989 年。
- 8) 渡辺前掲書、11-20 ページ。
- 9) 『全集』第 13 巻、6-7 ページ。
- 10) 草稿復元の最新版として次のものを利用する。カール・マルクス/フリードリヒ・エンゲルス、渋谷正編・訳『草稿完全復元版 ドイツ・イデオロギー』新日本出版社、1998 年。
- 11) 番号は引用者、ページは渋谷編前掲書。以下同様。

- 12) 渋谷編前掲書, 34-37, 66-67, 76-79, 156-157 ページ。
- 13) 同, 76-79 ページ。
- 14) 「交通」概念には「精神的交通」も含まれる。渋谷編前掲書, 34-35 ページ, 尾関前掲『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』, 154-160 ページ。
- 15) 引用文⑧の引用部分として『手稿』, 456 ページ以外に, 同, 500-502 ページも参照。
- 16) *Werke*, Bd. 3, S. 31; *Works*, vol. 5, p. 44.
- 17) 渋谷編前掲書, 70-71 ページ。
- 18) スターリン『辯証法の唯物論と史的唯物論』社会主義著作刊行会, 1946 年。
- 19) B(1), (4)では凶作や天災等の自然的要因を通じた突発的生産縮小による人口劇変は考察対象外にされている。
- 20) この動態的特性の相違は, 資本主義社会における変動実態として, 約 10 年周期の「生産」変動(景気変動)と平均寿命に規定される世代交替的「人口」変動との変動速度の相違を表象として前提しても了解されよう。
- 21) 『全集』第 4 卷(アンネンコフへの手紙), 563-564 ページも参照。
- 22) 「経済学批判への序説」(1857 年)では, 資本主義の構造論としての「経済学」の叙述「方法」は, 「成立過程」や歴史的順序すなわち経済史学ないし「広義の経済学」とは異なった論理構成をもち, 「人口」を出発点とはしない理由, 言いかえれば『ドイツ・イデオロギー』などの通時的な史的唯物論的歴史過程把握との「方法」論上の相違理由が指摘されている。『全集』第 13 卷, 627-635 ページ。
- 23) 史的唯物論の形成には, アルチュセールが特徴づけているように, 後期ヘーゲルの哲学体系の論理的「超越」ではなく, 「後方への回帰」すなわちヘーゲルが論理前提とした歴史と発展した社会経済の再検討的実態研究が決定的要因となったことは『ドイツ・イデオロギー』の叙述からもうかがえる。アルチュセール前掲書, 118-122 ページ, 服部文男監訳『ドイツ・イデオロギー』新日本出版社, 1996 年(解説にかえて), 120-122, 131-134 ページ参照。「ボーヴォワールの問題」提起は, マルクスとエンゲルスの後期作品にたいしても, 同様の再検討的実態研究を要請していると言える。
- 24) 『全集』第 40 卷, 504-505 ページ。
- 25) 前者は『世界の名著 35 ヘーゲル』(所収), 中央公論社, 1967 年, 後者は『ヘーゲル全集』1-3, 岩波書店, 1996, 1999 年を主要検討資料とする。
- 26) 『エンチクロペディー』§533-534 のタイトルの「警察」は, 『法の哲学』(藤野渉/赤澤正敏訳)では当時の語義を考慮して, 「福祉行政 Polizei」と訳されている。なお川本隆史「ポリツァイと福祉国家」(城塚登他編『ヘーゲル社会思想と現代』東京大学出版会, 1989 年所収)参照。

- 27) ここでは私的所有 (占有) 権だけでなく、「製作」も抽象的に論じられている。
- 28) A.「欲求の体系」には「資本」概念の展開はないが、C.「福祉行政と職業団体」では「市民社会」における富と貧困の対立が論じられている。また A の c では三身分 (三階層) 関係が論じられ、『資本論』最終章「諸階級」とは階級区分が異なるが、問題領域としては重なっている。なおヘーゲル体系とマルクス体系との問題領域の重なりについて廣松渉「マルクスが受け留めたもの——社会・国家・歴史哲学に即して——」(城塚他編前掲書所収) 参照。
- 29) 所説の要約に際しては、抽象的表現を可能なかぎり、20 世紀の現実を表象としつつ、現実的・具体的表現に変える。要約が特定の節に関連している場合、E. §518, R. §158 の例のように関連節を指示する。前者は『エンチクロペディー』518 節、後者は『法の哲学』158 節の意味である。また「—— (ダッシュ)」のついた文は筆者の評注である。
- 30) この両性規定はヘーゲルのイェナ期の作品 (Jenenser Realphilosophie II, 1805–1806) からの補充である。前掲『ヘーゲル全集』2b, 737, 824 ページ参照。
- 31) 『カント全集』第 1 巻 (『人倫の形而上学』), 理想社, 1965 年, §22–27, 121–126 ページ。
- 32) 高田純『承認と自由—ヘーゲル実践哲学の再構成』未来社, 1994 年, 11–21, 53–65, 157–161, 246–247 ページ参照。
- 33) 前掲『世界の名著 35』, 461 ページ。
- 34) 細谷実「近代家族論」(城塚他編前掲書所収) 参照。
- 35) 前掲『世界の名著 35』, 423 ページ。
- 36) 高田前掲書, 56, 71–79, 248–249 ページ。ヘーゲルの両性の愛における相互承認論は『イェナ精神哲学 I』Jenenser Realphilosophie I (1803–1804 年) から同『II』Jenenser Realphilosophie II (1805–1806 年) の過程で、両性の対等な承認論の立場から承認の性別差異の立場へと転換され、この立場は『第二の性』(引用文④) でも引用されている『精神の現象学』(1807 年) にも継承された。
- 37) 賃労働者相互の競争は、国際的資本移動と労働力移動が存在するかぎり、グローバルなレベルでも展開される。
- 38) 前掲『世界の名著 35』(序文) 168–169 ページも参照。
- 39) 細谷前掲論文は、ヘーゲルの近代家族 (市民家族) 論の特質として「妻と子供が厳密に個別家族の枠内に囲い込まれている」(152 ページ) と指摘して『第二の性』の女性の「閉じ込め」と共通する認識を示しているが、これはヘーゲルの「家族」論と「市民社会」論との内的連繫、賃労働者家族を含む近代家族の「市民社会」内への包摂というヘーゲル論理の核心を捉えた指摘である。
- 40) カントの婚姻「契約」説を批判するヘーゲルの婚姻論は、セクシュアリティの性

差認識を基礎にしたものであるが、同時に「婚姻」関係と「雇用契約」関係との本質的相違も念頭に置かれている。男性世帯主の(被)「雇用契約」の時間限定性は自己と妻の人生時間にたいする世帯主の非限定的「主権」の問題と密接にかかわっている (R. §40, 67, 80)。この問題は第二編で検討しよう。

- 41) 『第二の性』II 巻, 562 ページ, シュヴァルツァー前掲書, 48 ページ参照。
- 42) 前掲『或る戦後』(1963 年) でボーヴォワールは次のように指摘している。「私が主張したのは両者〔男女〕の相違が自然的ではなく、文化的次元のものだということである。」(204 ページ, []内は引用者)
- 43) 引用訳文中の「相互認識」の原語は「reconnaissance réciproque [英訳 reciprocal recognition]」であり、「相互承認」である。『第二の性』I, 330 ページ; Beauvoir, *op. cit.*, I, p. 376; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 277.
- 44) 高田前掲書, 55-56, 71-79, 127 ページ以下。
- 45) 荻野編前掲『制度としての〈女〉』, 15-40, 116-117 ページ, マクラレン前掲書, 31-56 ページ, E. バダンテール『XY 男とは何か』筑摩書房, 1997 年, 10-14 ページ。
- 46) 高田前掲書参照。
- 47) 本稿, 90[通算]ページ, フランシス/ゴンティエ前掲書, 167-171 ページ参照。
- 48) Firestone, *op. cit.*, p. 272. この両性関係はボーヴォワールとサルトルのような pair (対偶) 関係と矛盾するものではない。
- 49) フランシス/ゴンティエ前掲書, 172-184, 198-199, 219-220, 253, 258-269, 278, 388-414 ページ, 前掲『或る戦後』, 79-80, 170-177, 196-203 ページ。アン=コート在所説や『モア・リポート』などからも明らかなように、セクシュアリティの非「自然」的側面の根源的次元からの認識は、本人自身では獲得できない。女性のセクシュアリティは、女性自身ではなく、むしろ自由な多角的性関係(同時的または異時的)による。男性の性体験を通じてはじめて認識されうるのと同様、男性のセクシュアリティも、男性自身ではなく、むしろ自由な多角的性関係による女性の性体験を通じてはじめて認識されうる(異性愛セクシュアリティの場合)。サルトルの自由な多角的性関係とボーヴォワール自身の自由な多角的性関係の両者を通じて、ボーヴォワールは「異性」(男性)のセクシュアリティの内在的認識を獲得した。
- 50) 前掲『或る戦後』, 104-105, 185-186, 203-211 ページ参照。
- 51) この点ではエンゲルス(『起源』)も同様の問題がある。ミレットは、女性による「貞操権」要求という女性セクシュアリティのエンゲルスによる本質主義的理解(『全集』第 21 巻, 58 ページ)を、ヴィクトリア時代人の女性観の歴史への投影として批判している。またミッチェルはマルクスの後期著作でセクシュアリティを含

- む女性問題が「家族問題」に解消されてしまったと批判している。ミレット前掲書, 215 ページ, ミッチェル前掲書, 90-92 ページ。
- 52) 中西洋「マルクスにおける《所有》の概念」(『季刊経済学論集』(東京大学) 第49巻第3号, 1984年)はヘーゲルと比較した場合のマルクスの「所有」概念のあいまいさを指摘している。
- 53) 『全集』第2巻, 207 ページ。
- 54) この引用文はエンゲルス(『反デューリング論』)も再引用しているが、フーリエの原文自体とは相違している。フーリエの原(訳)文は次の通りである。「一般命題として、社会の進歩および期劃の変更は自由への女の進歩に比例して行なわれ、社会秩序の衰微は女の自由の減少に比例して行なわれる。……女の特権の伸張はあらゆる社会進歩の一般原則である (... l'extension des privilèges des femmes est le principe général de tous progrès sociaux)。」マルクスの「引用」文の場合「社会進歩」が「解放」に置きかえられている。『全集』第20巻, 269, 695-696 ページ, フーリエ『四運動の理論』(上)現代思想社, 1970年, 221 ページ参照。
- 55) 『全集』第2巻, 207 ページ。
- 56) 森田前掲書, 33-92 ページ, 古田前掲論文, 36-43 ページ。
- 57) エンゲルス(『反デューリング論』)は「生産」と「交換」を「土台」の契機としながら資本主義「経済」の検討を行い、資本主義的生産様式の矛盾にかんするフーリエの「悪循環」論を承認しつつ、この循環がせばまっていく螺旋運動として終点のある運動となると特徴づけている。しかし性・生殖的契機を捨象した上での資本主義の純「経済」的自動崩壊論は、性差別と階級支配との内的関係というフーリエ的視点が欠落しており、20世紀の資本主義の長期持続力の根拠を解明しうるものではない。『全集』第20巻, 282-283 ページ, フーリエ『産業的協同社会的新世界』(『世界の名著 続8』中央公論社, 1975年所収), 471-494 ページ参照。
- 58) エンゲルス『起源』の「二種類の生産」論は、『ドイツ・イデオロギー』の歴史認識(B群とくにB(2)の指摘)を継承するものであったが、現行『資本論』や『反デューリング論』などの純「経済」論理との整合化のため、性・生殖的契機の自律的作用を階級社会(「文明」段階)以前に限定し、それ以降は純「経済」(労働)的契機的作用として、「土台」の諸契機を段階論的に区分・析中するものとなっている。しかしこの析中の段階論は、「[生殖的契機は]今日もなお歴史のなかにつらぬいている……側面」(B(2))であるという指摘と整合的なものではなく、20世紀の発展した資本主義社会の人口再生産の新動向の解明に理論的指針を与えるものではない。
- 59) この行為領域の区分は、身体接触様式を含むコミュニケーション的「相互行為」の様式の相違を考慮したものである。身体接触様式の相違によって「相互行為」領

域は基本的に次の三領域に区別される。(1) 原則的に身体接触を排除して「相互行為」の側面における身体性を捨象し、言語(信号)的コミュニケーションのみによって成立する社会的「交通」領域。これは労働行為が基礎であるが、享受を前提とした多様な社会的行為(「交通」)も含む。(2) 原則として私的空間内で行われる性的身体性を基礎とした性・生殖的相互行為領域。(3) 身体接触を伴うが、性的身体性を捨象した身体接触と言語的コミュニケーションを不可欠の要素とする育児・介護行為領域。社会の生活構造総体としては(1)、(2)、(3)の行為領域の区別を前提して、生活の時間的・空間的構造と人間関係の構造が多様な形態を伴って編成されているように思われる。なお自然人類学的研究によれば、近親性交回避(族外婚)を人類社会の指標とする見解とは異なって(2)と(3)の区別は類人猿社会にその要素が出現するが、(1)と(2)の区別は人間社会に固有の特質となっているようである。これらの点に関連して、黒田末寿「ヒトはなぜ性交を隠すのか」『書齋の窓』no.359, 360, 1986年、伊谷純一郎他編『自然社会の人類学』アカデミア出版、1986年、ハンス・ベーター・デュル『裸体とはじらいの文化史』法政大学出版局、1990年、尾関前掲『言語と人間』、『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』参照。

- 60) これは生殖的契機を「家族の発展段階」の問題に等置し、この問題を階級社会以前の歴史段階の問題に限定するエンゲルス(『起源』)の見解とは異なり、資本主義におけるB要因の自律性を通じた家族形態や人口動態の多様性の把握にも有効である。
- 61) この視角は家族形態や人口動態の相違による資本主義の「類型」ないし「段階」的相違の把握にも有効である。なおこのような視点の適用例としてG. エスビン・アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、2000年。
- 62) この「ジェンダー」の暫定的定義は『第二の性』を基礎としたものであるが、「セクシュアリティ」をジェンダーの基礎とするかぎりでは、「ジェンダー」用語をフェミニズム理論に導入したミレットのジェンダー把握の線にもそうものでもある。ここで言う暫定的定義とは、両性関係と階級関係との内的関連という「ボーヴォワールの問題」提起を承認し、両者の関係の全面的解明によってはじめて「ジェンダー」の概念的把握が可能になるという立場から、さしあたり両性関係様式を分析するための作業仮説として定義するという意味である。

〔付記〕 既印刷部分にかんし、最小限、以下の点について訂正する。

通算ページ	行	誤	正
13	17	第二派	第二波
25	24	労働（生産力）	労働行為
26	20	マルクス = エンゲルス	エンゲルス
27	5	”	”
41	15	絶対的心	絶対的真
79	23	殉職者	殉教者
100	21	「非相互的……」	「非相互性的……」
104	16	} reserch	research
	19		